

○いわき市共創によるサイクルステーション運営支援補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

いわき市共創によるサイクルステーション運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき七浜海道等の地域資源を活用したサイクルツーリズムの推進に資する事業に取り組む団体に対する補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 市との事前協議を経て、レンタサイクルを行うサイクルステーションを設置・運営すること。
- (2) 市及び他のサイクルステーションと連携を図りながら、地域課題の解決や共創のまちづくりの推進に向け取り組むこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額)

第4条 補助額は、補助対象経費から補助対象事業により得た収益その他寄付金を控除した額の範囲内で、市長が別に定める。

(申請書の提出期日)

第5条 規則第4条第1項の市長が定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

(事業計画の軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、事業計画の実質的な変更ではなく、その細部についての変更とする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、成果報告書とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
車両等設備整備事業	(1) レンタサイクル用自転車の購入費 (2) 防犯登録手数料 (3) その他車両等の整備に必要な経費
サイクルステーション運営事業	(1) 消耗品費 (2) 保険料 (3) 修繕料 (4) その他サイクルステーションの運営に必要な経費